

横浜市地域公共交通活性化協議会要綱

制定 平成 20 年 7 月 14 日都企第 416 号（都市整備局長決裁）

最近改正 令和 6 年 5 月 24 日都交第 283 号（都市整備局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 条。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づく地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議及びその他本市の交通施策の推進に関して必要な協議等を行うために「横浜市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）」を組織する。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第 5 条第 1 項に規定する計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 計画の実施及び評価に関する事項
- (3) 「横浜都市交通計画」などの本市交通施策の推進に関する事項
- (4) 公共交通を含め様々な交通施策のあり方とその方向性に関する事項
- (5) 前号までに掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

（委員）

第 3 条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 横浜市
- (2) 公共交通事業者
- (3) 道路管理者
- (4) 港湾管理者
- (5) 公安委員会
- (6) 学識経験者
- (7) 地域公共交通の利用者
- (8) 計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、座長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、任期期間中に交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（座長）

第 4 条 協議会に、座長を置く。

2 座長は、委員の互選によって定める。

3 座長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

(協議結果の尊重義務)

第5条 協議会で協議が調った事項については、協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(部会等)

第6条 協議会に、次の部会等を置く。

- (1) 地域公共交通会議
- (2) バス交通部会
- (3) 鉄道部会
- (4) 福祉有償運送移動サービス運営協議会

2 協議会は、前項各号のほか、必要に応じて部会等を置くことができる。

3 部会等の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、都市整備局都市交通部都市交通課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

この要綱は、平成 20 年 7 月 28 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 11 月 29 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 11 月 8 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 7 月 6 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 5 月 24 日から施行する。